

2021年3月

医療関係者 各位

ニプロESファーマ株式会社

診療報酬における後発品としての加算対象外品目のご案内  
(高尿酸血症治療剤 『アロプリノール錠50mg「タナベ」』)

謹 啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、高尿酸血症治療剤『アロプリノール錠50mg「タナベ」』につきまして、2021年3月5日付厚生労働省告示第62号により、同年4月1日より新たに診療報酬における後発品としての加算対象から外れますこと、ご案内申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

謹 白

記

■診療報酬における後発品としての加算対象から加算対象外となる品目：アロプリノール錠50mg「タナベ」

販売名	包装	商品コード	統一商品コード	備考
アロプリノール錠 50mg「タナベ」	100錠(10錠×10)PTP	73981	813-73981-4	後発医薬品※

※ 後発医薬品として承認された医薬品であっても、先発医薬品と薬価が同額又は高いものについては、診療報酬における加算等の算定対象とならない後発医薬品と分類されます。

以上

本件についてのお問い合わせ先：医薬品情報室(ニプロ株式会社)

☎0120-226-898 受付時間:9時~17時15分(月~金、祝日・弊社休業日を除く)

製造販売

ニプロESファーマ株式会社

大阪市北区本庄西3丁目9番3号

<https://www.nipro-es-pharma.co.jp>